GAP 普及ニュース　第19号　(2011.5)
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

巻頭言

『想定外を想定するリスク認識とリスク管理を考える』

一般社団法人生産者 GAP 協会
理事長　田上隆一

この度の東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりのお見舞いを申し上げ、皆様の一日も早い復旧と復興を心よりお祈り申し上げます。

３月 11 日に発生した宮城沖を震源としたマグニチュード９.０の巨大地震は、激しい大地の揺れと巨大な津波を引き起こし、東北・関東沿岸の港町と田畑を飲み込み、その姿を一変させ、人々の暮らしを土台から破壊しました。これに追打ちをかけたのが東京電力の福島第一原子力発電所の事故であり、これにより大量の放射性物質が飛散した環境汚染は、世界をも震撼させる大事件になっています。

情報がない不安

この度の大震災では、原発の原子炉や使用済み核燃料の貯蔵プールの冷却が長時間不能になることで未曽有の大事故が発生しました。地震の翌 12 日から 15 日にかけて原子炉建屋が水素爆発を起こし、核燃料を冷却するために放水した水により大量に発生した汚染水が漏水し、大量の放射性物質が大気と海そして土壌へと広範囲に放出されました。

原発周辺に住む住民は、詳細を知らされないまま退避命令により避難させられ、一ヵ月半後に新たに計画的避難区域が設定され、目処が示されないまま避難させられようとしています。当初から、詳細な情報が示されず、説明もされないことで、日本全体が不安な状況に置かれ、国際社会からの信頼も失墜するという甚大な被害が発生しています。

原発の被災県では、ラジオで各地の放射線量の観測結果が逐次発表されており、この放送の「何々シーベルト」という言葉を聞く度に、原発事故の異常さと恐怖心を感じます。

この原発事故は、地震と津波による天災とは区別して考えなければなりません。地震と津波に追打ちをかけるように発生したこの人災は、人の命を脅かし、長期間に亘って環境を汚染し、農業や漁業を破壊していきます。また、目に見えない放射性物質の漏出は、様々な風評被害を生みだして人々を不安に陥れています。

このような非常時に頼るべきは国ですが、日本の政府は、最も重要な時に放射能汚染の情報を隠し続けてきました。インターネットでは、アメリカや EU 各国の気象機関などが

放射性物質の拡散予想図などを早くから出していましたが、肝心の日本政府は、国民の再三の要求にも関わらず隠ぺいを続け、５月２日になってから謝罪して、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）」の未公表データを公開することにしたのです。事故発生時から隠し続けた約 5000 件にも上る放射性物質の予測マップ情報が、５月３日から文部科学省や原子力安全保安院などのホームページで一斉に公開されました。

日本政府はこれまで、原発から半径 20 キロ圏内を立入り禁止の「警戒区域」に指定、30 キロ圏内を「屋内退避区域」後に「自主避難区域」などに指定してきましたが、今回の公開情報を見ると、誰もが心配したように風向きによって汚染地域は全く異なっており、国民は情報の隠ぺいによる事実上の被害を受けています。

一人一人がリスク認識を持ってリスクを管理するためには、関係機関などによる情報公開が必須要件です。特に農産物や水産物とそれらの加工・調理食品に対する不安を解消するためには、行政の危機管理に対する姿勢と対処能力が強く求められます。政府は、国民と国土を守るために考えられるあらゆる手立てを講じなければなりません。

日本の法令では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を受け入れて、一般の人が１年間に浴びても問題がない放射線量を１ミリシーベルトと決め、これが「規範」となっています。したがって、今回の原発事故による放射性物質の漏洩により、放射線量が１ミリシーベルト／年を超えることが予想される地域に対しては、放射能リスクを避けるための対策を取るべきところですが、あろうことか、日本政府は、勝手にこの「規範」の内容を変えようとしています。リスクが考えられる小中学校や幼稚園での屋外活動を制限する放射線量の基準に関して、文部科学省は、線量の限度を２０ミリシーベルト／年に引き上げ、５月２日の国会でも問題視されていますが、既にこの基準で行政施策を実施しています。

少なくとも、放射性物質と放射線の影響を強く受ける子供達と、大人の原発作業員とが同じ規準で良いはずがないことは、多くの人が指摘するところでもあります。

GAP 規範とリスク管理

このように業務の権限を持つ者が、正当な「規範」を遵守せずに行う行為は、不当または不正な行為になります。困難に当たって求められるのは、正しいリスク認識を持った者が、正しい知識と判断力によりリスク評価を行い、その結果、リスクが許容できる範囲を超えた場合に、リスクを軽減するなどの対策をとるという「適正なリスク管理を行う」ことなのです。リスク管理の一連の行為の根拠となる科学的な「知識」や、「基準」の元になる法律・規則等を体系的にまとめたものが「規範」と言われるものです。したがって、現状に合わせて「規範」を変えるのでは、リスク評価はおろか、リスクの認識そのものを否定するものになってしまいます。

私達が取り扱う健全な農業のための「GAP 規範」は、一つ一つの農業の実践が「道理」に合ったものであるかどうかを判定するための「根拠」です。「現状に合わせて規範を変える」のではなく、「規範に基づいて行為を改善する」必要があり、そのために予め熟考された内容を「規範」として明確に位置付けておかなければなりません。

これまでは例外扱いされてきた放射性物質も、これからの農業において重大なリスク要因に加えられました。強大な自然の猛威に対しては打つべき手立ては限られていますが、人災である放射能汚染に関しては、「農業のあるべき姿」としての「GAP 規範」に位置付

けなければなりません。被災した農家がこれから生きて行くだけなら頑張れば何とかなります。しかし、日本の農業がこれ以上衰退していくことは国民の危機でもあり、食糧危機に直結するものです。原発の事故のことを考えると遣る瀬無くなりますが、こういった人為的な大惨事も想定した上で、日本農業の在るべき姿を考えて行かなければならなくなったのです。難しいこととは思いますが、今後は、放射性物質による人為的な環境汚染、健康被害、農産物汚染についても対応して行くことが重要な要因になったことだけは確かです。今後とも日本生産者 GAP 協会として、注視して行きたいと考えています。

《震災現地レポート》

宮城県亘理町の生産者を訪ねて

田上隆一

この大震災と原発の事故により開催を中止しました当協会の「春期 GAP シンポジウム」は、農業情報学会の「第 23 回食・農・環境のネットワーク全国大会」でもありましたが、平成 6 年に宮城県亘理町で開催しました「第 6 回の全国大会」の事務局を担っていただいた農家の皆さんがこの大津波で被災してしまいました。去る 5 月 2 日に当時の関係者を訪問し、お見舞いを申し上げるとともに、「第 6 回の全国大会」の事務局長を務めていただいた丸子さんに今回の被災の状況と避難の様子、今後の農業などについて伺いました。

破壊された町と命がけの避難

宮城県亘理町では、地震の直後に津波警報が出て、丸子さん達はちょうど一か月前に避難訓練をした通りに、それぞれの居場所から小高くなった小学校に車に乗って避難したそうです。ところが、今回の津波では避難所に指定された小学校が津波に飲み込まれてしまい、体育館 2 階の狭い回廊まで必死で梯子段をよじ登って移動し、数百名の住民が難を逃れたそうです。体育館の 2 階の窓から海岸の方角を見ると、津波はまるで壁のようにそそり立って迫って来て、校庭に乗り捨てた車をいとも簡単に浮きあがらせ持ち去ったということです。

津波が田畑に運んだ瓦礫の山とそのまま残った海水

海水が勢いよく侵入する体育館で、高齢者が垂直の梯子段を登れないため、皆で必死に引き上げたことや、第 3 波、第 4 波とやってくる大津波の間に、遠くの松の木にしがみ付いている人を発見し、丸子さんの息子さんがサーフボードでその人を救助したことなど、生々しく話をしていただきました。その話をしている丸子さんの目からは涙が溢れ、聞い

ている私は直視することができませんでした。

体育館２階の回廊という狭い場所に数百人もの人が寿司詰め状態のまま孤立してしまったため、食べるものも毛布もなく、窓のカーテンなどに包まって、飲まず食わずで２日間耐えたそうです。３日目になり、余震に脅えながらも海水の浅いところを探りながら常磐線の線路に出て、数百名が列をなして４～５キロ離れた高台にある亘理高校に辿り着いたということです。そこで炊出しのお握りを一個ずつ貰った時に初めてお腹が空いていることに気づいて安堵したそうです。

しかし、高校の体育館は避難者が 500 人を超えることになり、一人のスペースは畳１帖分ほどでした。間もなく２ヵ月になろうとしていますが、仮設住宅に移ったのは 80 人程度で、仮設住宅用の材料は大量に届いているのに、450 人近くの人は未だに体育館の避難所暮らしです。

その場に残ったが、残骸となってしまった住宅

設置されていない大量の仮設住宅材料（5 月 2 日）

被災地を見ると、鉄筋の入った電柱が折れて転倒し、家は破壊され流されて基礎だけとなり、残ったとしても残骸となって異様な姿を曝しています。亘理町自慢のいちごハウスは地面にねじ伏せられたような状態で、大量の泥で覆われるか、場所によっては海砂で覆われて海岸の砂浜のようになっています。農地をうずめる瓦礫の山は、実は「ごみ」ではなく、人々の暮らしや農業のための施設や道具そのものなのです。

瓦礫の撤去は危険すぎてボランティアにはお願いできないそうで、これらの危険物をどうやって取り除いたら良いのか、50 日以上経った今でも、農家の人達は復旧作業に入れないでいます。田畑の瓦礫の山では、いまだに行方不明者の捜索が続いているのです。

津波で潰され土砂に埋まったいちごハウス　　左は内陸部の「へどろ」、右は沿岸部の「砂」

瓦礫の田畑に咲く菜の花

亘理町の死者 249 人、行方不明 23 人、避難者 1238 人（5 月 2 日）

左上　基盤整備された水田も壊れた
右上　基盤整備事業記念碑も壊れた
左下　自衛隊による救援活動

これから何ヵ月かかるか分かりませんが、瓦礫の片付けが済んだとしても、次には田畑の塩分と闘わなければなりません。瓦礫の山となり、その上塩水の抜けない田畑に咲く菜の花をみて、「作物が育つかどうか分からないが、百姓は種を播くしかない」と言っていました。しかし、トラクターも破壊され、設備も機械も道具も何もない状態で、壊滅してしまった農業をこれからどうすれば蘇らせられるのか、途方に暮れてしまいます。

「第 6 回の全国大会の事務局で活躍してくれた斎藤さんは亡くなりました」と丸子さん。大災害は多くの人たちを死に至らしめ人々の心を深く傷つけました。今や家もなく、津波の危険も無くならない状態で、住むことさえ難しい土地になってしまいました。体育館に避難する亘理町の農家の皆さんは「怖くてとても住めない」と言っています。そうなると、今後は大量の耕作放棄地ができることも懸念されます。持続的農業のためには、農家の収入を確保することが必要です。農業の復旧と再興のためには、地域と国全体の支援が必要です。農業基盤の復旧のために公費助成は欠かすことができません。

第 23 回 食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会

2011 年春期 GAP シンポジウム
『適正農業規範は良い農業への道しるべ』

―「日本適正農業規範 1.0 版」とその活用―

関係者各位

2011 年春期 GAP シンポジウムの中止のお知らせとお詫び

この度の東日本大震災では、皆様方には何かとご苦労の多いこととお察し申し上げます。また、亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。

来る 4 月 21 日(木)～22 日(金)に東京大学弥生講堂にて開催を予定しておりました標記「2011 年春期 GAP シンポジウム」の開催を中止致したく、その旨をご報告申し上げます。

大震災の甚大な被害はもとより、原子力発電所の事故によりさらに被害が拡大し、収束の見通しがつかない状態になっております。また、原発事故による電力不足も当分は続くものと考えられます。

このような中でシンポジウムを開催するには、参加される方々にも、事務局としましても多くの困難が予想されますので、この際、開催を中止することとさせて頂きました。何卒ご理解とご容赦をお願い申し上げます。

「適正農業規範」は、農業リスクへの対応を本旨とする意味から、想定外のことでありましても、原発事故による放射能汚染の農業への影響を議論することも今後の重要なテーマになるものと考えております。

今後は、状況を見ながら適当な時期に「GAP シンポジウム」を開催させていただきたいと思いますが、この 4 月の GAP シンポジウムで発表を予定しておりました「日本 GAP 規範 ver.1.0」の刊行は予定通りおこない、関係者への広報を推進して参りますので、一人でも多くの関係者にご活用いただけますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

今年度の事業として 10 月 24 日（月）～25 日（火）に東京大学弥生講堂で開催を予定しております「2011 年秋期 GAP シンポジウム」はこの予定で開催し、「日本 GAP 規範 ver.1.0」に基づいた「農場評価規準」および「日本 GAP 規範の認証制度」を発表する予定でおりますので、併せて宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

2011 年 3 月 31 日

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長　田上隆一

農業情報学会会長　大政謙次

《イギリス GAP 視察記　その３》

農民組織ＮＦＵ（全国農民連合）とＧＡＰ

日本生産者 GAP 協会理事　山田正美

前々号と前号ではイギリスの大規模穀物生産農家と中央政府の DEFRA（環境･食料･農村地域省）を訪れた時のことをお話しましたが、今回は、午前中の DEFRA の訪問に引き続き､その日の午後に訪問した NFU（全国農民連合）との意見交換の主な内容について紹介します。

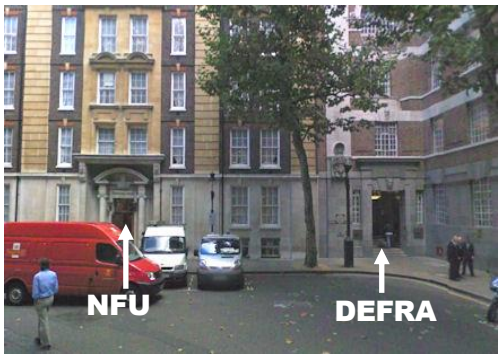

DEFRA（環境･食料･農村地域省）と隣り合う NFU（全国農民連合）の政府･議会対策ロンドン事務所

NFU の本部はロンドンから 150km ほど北西にあるワーウィックシャーにあり、イングランドとウェールズに８ヵ所の地方事務所、ロンドンに特別事務所、スイスのジュネーブにも事務所があり、全部で 11 ヵ所の事務所があります。このうち NFU のロンドン事務所は、イギリス政府や議会対策の特別な活動を行っており、DEFRA の隣の建物にあって、入り口は 10m ほどしか離れていません。お話を伺ったマイケル・ペイン氏は、通常は本部にいるのですが、我々のために、わざわざ本部から車でロンドン事務所まで来ていただきました。

Michael Payne 氏
NFU（全国農民連合）
環境担当専門家

マイケル・ペイン氏は、環境担当の専門家で GAP にも詳しく、私達の質問に優しい口調で的確に答えていただきました。以下は、意見交換の内容を、質問とその回答という形に要約したものです。

Ｑ：ＮＦＵスタッフの活動概要は？

Ａ：農家の半数以上（55,000 人）がＮＦＵに加入し、イングランドとウェールズにおける農業者を代表する一番大きな組織になります。

ＮＦＵの技術者、専門家といわれる人は、個々の農家へ行って農業生産を直接アドバイスすることはありません。幅広い技術の知識を持って、あくまでも農家の代表として政府（中央政府だけでなく、地方当局などの多くの関係者）との間に入り、政府と交渉するための専門家集団です。「政府と交渉する」といっても、いつも対立しているわけではなく、意見が合わないときは、組織と組織との公的な立場で意見が合わないのであって、中にいる人達は技術的・専門的立場で個人個人の技術者として良い関係にあり、その関係を維持しています。

Ｑ：ＧＡＰ規範についての認識は？

Ａ：GAP の最初のバージョンは 1985 年に出版されましたが、このときのものは、いろ

いろな農業の専門分野において「こうした方が良い」というたくさんのリーフレットがあり、これらをまとめたようなものでした。1990 年代の初頭には、このリーフレットスタイルのものが書籍の形になり、３種類の技術書のようなものになりました。それがその後に「Water」、「Soil」、「Air」という３冊に取りまとめられました。しかし、中身は前と同じく実践的なガイドであって、技術的なガイダンスでした。なぜガイダンスかというと、いくつかのアプローチが示された中から、農家がどれを採用するかという選択肢を与えていたからです。GAP は、あくまでも「自発的に良いことをやっている」という形で行われてきたものであり、そうしなければならないという規制ではなかったのです。

Ｑ：2009 年改定のイングランドＧＡＰ規範は？

Ａ：2009 年に出された現在の GAP 規範は、それまでの技術的ガイダンスと違って、むしろチェックリストに近いものといったほうが良いようなアプローチになっています。1990 年代の初頭から現在まで、随分たくさんの法律が制定されていますので、GAP 規範自体も、それらの法と規制に関連させたような形になってきています。このため、農家指導のためには、実践ガイドのようなものが必要になっており、そういう意味でも以前の GAP 規範が現場では結構役に立っています。

Ｑ：グローバルＧＡＰとＧＡＰ規範は？

Ａ：これは個人的な意見ですが、クレソンの栽培でグローバル GAP を活用することがありますが、それほど難しくなく、理想的とは言えないかもしれませんが、使えなくはない認証制度です。よく似た認証制度であるテスコのネイチャーズチョイスなどは、GAP という名前は使っていませんが、グローバル GAP と似たような審査をしています。また、グローバル GAP は「国際貿易における食品安全の確保」を主な目的に作ったものです。ですから、環境問題に関して言えばあまり関係がないので、環境問題を話す時にはイングランドの GAP 規範を使っています。そこがグローバル GAP と GAP 規範の大きな違いです。

Ｑ：日本版ＧＡＰ規範について

Ａ：日本で 2009 年版のイングランド GAP 規範のような形式で作っているのであれば、それをサポートする実践ガイドのリーフレットを、トピック別に個別に作るべきではないかと思います。例えば農業のタイプ別、規模別、または問題別のトピックに分けて、それに焦点を当てるような書籍を作れば、農家には大いに役に立つと思います。また、できるだけ多くの専門家などの意見を反映することが重要です。

以上が NFU のマイケル・ペイン氏との意見交換の概要です。特に、最後に日本版の GAP 規範の作成については、農業のあるべき姿を示した GAP 規範を補足するような形で、現場の作業で役立つ実践ガイドを作成する必要性について指摘され、我々の思いと同じであることを感じた次第です。

今回で、大規模穀物農家、中央政府の DEFRA、農民代表の NFU と３回に亘ったイギリス GAP 視察シリーズを終了させていただきます。

《放射能奮闘記》

茨城県つくば市の農産物直売所『みずほの村市場』

石谷孝佑

東日本大震災（３月 11 日）で起こった巨大津波によって東京電力福島第一原発の電源や冷却装置が破壊され、翌日 12 日には１号炉で水素爆発が起こり、放射性物質が撒き散らされました。また､15 日にも２号炉で比較的規模の大きな水素爆発が起こり、大量の放射性物質が撒き散らされ、４月に入って３０キロ以遠の飯館村などの村ごと移転という事態になっています。

そして、３月 19 日に政府は「福島県、茨城県内のホウレン草から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出された」と発表し、出荷の自粛を要請しました。

現在､食品衛生法に食品の放射能汚染を規制するための基準がないため､厚生労働省は､野菜類に対する「飲食物摂取制限に関する指標」として原子力安全委員会が示した放射性ヨウ素の 2,000 ベクレル／kg と放射性セシウム 500 ベクレル／kg などの規制値を暫定的に採用し、これを受けて、福島県と茨城県がそれぞれ野菜の放射能調査を実施しました。その結果、北茨城市で採取した露地栽培のホウレン草に規制値を上回るものがあったためにこの自粛要請になったようです。この政府の発表を受けて、茨城県のホウレン草は出荷が自粛されましたが、ホウレン草以外の野菜についても「風評被害」によってほとんど販売できない状態になりました。

今回のサンプル調査の結果では、放射性ヨウ素の検出が最大 15,000 ベクレル／kg のホウレン草があったようですが、これは仮に１年間、日本人の年平均摂取量で食べ続けた場合でも、健康診断のときのＸ線 CT スキャンによる被ばく線量の５分の１程度であり、健康に影響があるとは言えないレベルであると専門家は言っています。このホウレン草の放射性ヨウ素の数値を人体への影響を示すシーベルトに換算すると、0.24 ミリシーベルトになります。人体に影響があるのは一度に 100 ミリシーベルトの放射線を浴びた時とされています。放射線の専門家は、妊婦や子供などの放射性物質の影響が大きい人達が摂取しても問題がないレベルなので、冷静な対応をして欲しいと呼び掛けています。また、調査の結果ホウレン草から検出された放射性セシウム 524 ベクレル／kg をシーベルトに換算すると 0.0068 ミリシーベルトになり、この程度の放射性物質が体内に入っても、全く影響がないと考えて良いと話しています。さらに、食品分析の専門家は、空から降ってきた放射性物質は、水で洗えばほとんど落とすことができるので、水洗いをして食べればほとんど問題がないと指摘しています。

（独）農研機構・食品総合研究所は、４月１８日に緊急シンポジウム 「放射性物質の食品影響と今後の対応」を開催（1,000 人以上が参加）すると同時に、そのときの資料をホームページ上に公開しています。また、東日本大震災に伴い発生した原発事故による食品への影響について各方面のデータを掲載していますので、是非ともご覧下さい。

http://www.nfri.affrc.go.jp/topics/R_C.html

茨城県つくば市の「みずほの村市場」では、「今回の自粛要請は、暫定規制値を超えていない可能性の高い茨城県南部のホウレン草にまで及んでおり、明らかに過剰な反応である」と考えています。また、大手スーパーと取引のある生産者の中には、「風評被害」により茨城県産というだけで取引停止に追い込まれている生産者もいます。

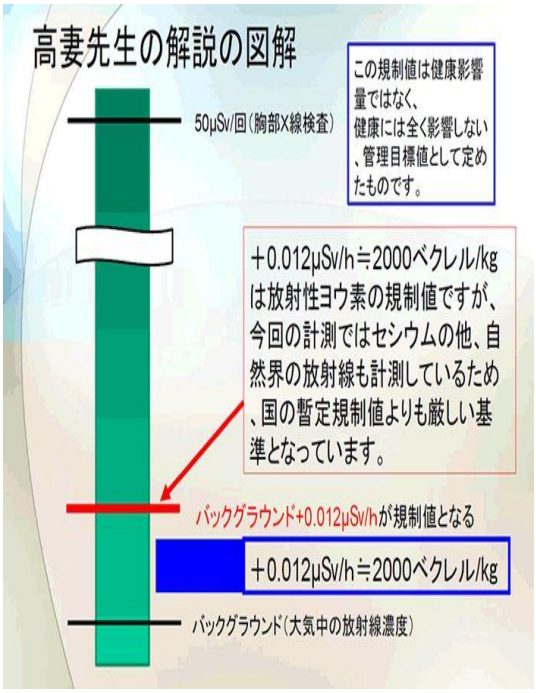

「みずほの村市場」では、これまで適正農場管理（GAP）の認証を受け、食の安全については残留農薬検査を実施するなど、安全な農産物を提供するための努力を積み重ねてきています。今回の野菜の放射能問題では、茨城大学応用粒子線科学専攻の高妻孝光教授の協力により、野菜類の放射線量を測定し、暫定規制値以下の放射線量であることを確認して出荷を続けています。

「みずほの村市場」は、この問題が起こった３月 19 日より 27 日までの間は、健康に全く影響の無いレベルでの出荷自粛は受け入れ難いと判断し、販売自粛は行わない方針を決定していました。その理由としては、以下の様な点です。

科学的根拠に乏しい暫定規制値とその発表方法

３月 17 日に決定された放射性ヨウ素の野菜の暫定規制値は 2,000 ベクレル/kgですが、1986 年のチェルノブイリ原発事故の時の輸入品に対する暫定規制値は 7,400 ベクレル/kgでした。今回の暫定規制値は高い安全率をみていることや、規制値を少し越えただけでは規制そのものの意味がないことなど、科学的な根拠などが示されていないことが大きな問題です。

また、特定地域の少ない試料だけで県全体の自粛を発表すると、一気に風評被害が広まることが懸念されました。規制が県単位であること、避難地域についても同心円で示されていることなども、科学的根拠に乏しいことを示しています。地域によって大きな差があるにもかかわらず、県一律に「出荷自粛」を出したり、県一律で「安全」としたりしたため「風評被害」が拡大し、広く消費者に敬遠されてしまったと考えています。これによる国際的な風評被害は、相当長期間続くものと考えられます。

消費者には、冷静に対応してくれる方も大勢いますが、それよりさらに多くの消費者は不安を抱えたままの状況で、現時点で風評被害は改善されていません。

独自の検査体制の構築とそれに基づく判断

外部に依頼して精密な放射線分析を行った結果、一部の農作物に暫定規制値を超えるものが見つかりました。そこで「みずほの村市場」では、これまでに収集した情報や外部に依頼した放射線分析の結果などを踏まえ、独自にリスクの高い品目を全てチェックする体制を整え、暫定規制値を超えたものについては販売を見合わせることにしました。逆に、

販売自粛が要請されている品目であっても暫定規制値を下回っている場合は販売をすることにしました。このことを３月 27 日に開催された「みずほ消費者モニター会議」にて報告し、モニターの方々の意見を聴取し、その後「みずほ農業経営者会」の全体会議においてこの方針を決定しました。

「みずほの村市場」では、みずほの直売所を支持して下さる多くのお客様の信頼に応え、高い品質であるという「みずほブランド」を傷つけることなく、消費者の安全・安心と茨城農業の再興のために下した決定であり、消費者・関係者の理解と協力を要請しています。

風評被害をなくすためには、可能な限り科学的なデータを示し、判り易く説明することが重要です。このことは GAP における危機管理の基本であると考えています。

『日本適正農業規範』（日本 GAP 規範）の簡単な紹介（第４回）

山田正美（GAP 規範委員会）

前回（第３回）までは「日本適正農業規範」の暫定版に基づいた紹介でしたが、5 月 10 日に「日本 GAP 規範」Ver. 1.0 が発刊されましたので、今回からこの新しい GAP 規範に沿って内容を紹介させていただきます。

昨年 10 月の GAP シンポジウム（平成 22 年 10 月 19～20 日、東京大学弥生講堂）で発表された「日本適正農業規範（未定稿）」（旧）と、この５月に刊行されました「日本 GAP 規範」 Ver.1.0（新）との大きな違いは以下の通りです。

１．未定稿（旧）では 414 あった項目を、その重要性などを吟味し、300 項目に絞りました。しかし、最後の段階で発生した東電の福島原発の事故を受け、放射性物質に対する１項目を追加し、最終的には 301 項目となりました。

２．未定稿の序章の総論を新しく第１章とし、適正な農業を実施するために必要なリスク認識から始め、現場におけるリスクを検討し、リスクを減らすことが重要であることを強調しました。

３．未定稿の第３章の「管理計画」を章として独立させず、記述されていた項目は、関係する章に取り込みました。

４．未定稿の第７章の特殊な作物の栽培管理では、施設栽培、掛け流し栽培、蓮田栽培、きのこ栽培、植物工場を扱っていましたが、これも章として独立させず、記述されていた項目は、関係する章に取り込みました。

５．未定稿の発表以来、20 名近い執筆協力者からの意見や、今年の１月 25 日から１ヵ月間にわたって募集したパブリックコメントの意見（日本生産者 GAP 協会のＨＰ参照）などを検討し、内容を吟味して修正しました。

未定稿の発表以来このような検討を加えて、今回の「日本 GAP 規範」Ver. 1.0 として出版致しました。日本 GAP 規範のタイトルに「Ver. 1.0」とあるように、これからも必要に応じて深化させていくことを示唆しています。

今回の「日本 GAP 規範」の内容については、これまでリスク管理や土壌肥沃度、窒素管理について紹介してありますので、新バージョンに基づく水田土壌の特徴と管理（第２章４節）から紹介します。

第２章４節　水田土壌の特徴と管理

水田土壌の特徴は、湛水することによって酸素の供給が断たれ、還元状態になっていることです。このため、窒素成分がアンモニア態窒素として土壌に吸着されるため、硝酸塩による環境負荷は畑地ほど顕著ではありません。また、有機物が湛水された還元的な土壌条件の中では、多く土壌中に蓄積し、畑土壌に比べて有機物やそれに含まれる窒素成分の蓄積量が多くなる傾向にあります。

第 2 章 4 節では、「施肥窒素の利用効率向上」、「土壌中有機物からの窒素発現」、「有機物のすき込みと腐熟」、「潅漑水からの養分供給」、「肥料成分流出の抑制」について記述されています。

特に、湖沼の富栄養化の原因となる窒素成分やリン酸成分などの河川や湖沼などへの排出については、農業面からは、代かきに続く田植え前の強制落水や畦畔からの漏水、大雨による田面水の溢水に伴う濁水に含まれる養分が大半を占めています。このため、浅水で代かきをすることや、畦畔からの漏水を防止したり、基肥として肥効調節型肥料を使用したり、側条施肥や育苗箱全量施肥などの技術を採用するなどの適切な対策をとり、濁水を排出しないことが重要です。

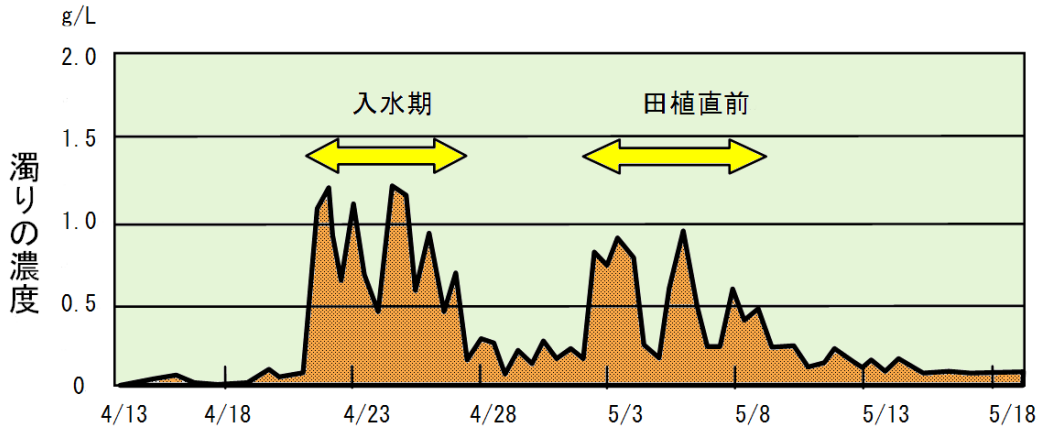

図２－３　水田地帯の水路における SS（濁り）濃度の経時変化

第２章５節　畑土壌における肥沃度と分析・管理

畑地では、水田のように湛水しないため、土壌の中まで酸素が入り込み、作土が酸化的な条件になっています。このため、環境への影響を極力減らすため、還元的条件にある水田とは異なった養分管理が必要になります。特に、窒素成分は陰イオンの硝酸態窒素として存在し、土壌粒子に吸着されないため、雨水の浸透に伴い下層に移動しやすい性質を持っています。このことは、植物が必要としている量以上の窒素が、硝酸塩となって下層に移行し、地下水の硝酸塩汚染につながる（GAP 普及ニュース第 18 号Ｐ12 の図 3 参照）ので、細心の注意が必要です。

第 2 章 5 節の項目では、「土壌分析の結果に基づく適切な施肥」、「冬作物の麦の施肥」、「麦ワラの土壌還元」、「根粒菌の活用と施肥」、「露地野菜の施肥」について記述されています。露地野菜の施肥は、野菜の根系の発達が弱いため、畑地全面に施肥した場合、利用

されずに下層へ浸透する割合が高くなるため、根が養分を吸収ができる範囲への施肥が重要となります。

第２章６節　土壌中のリン酸の管理

リン酸は富栄養化の主要因といわれており、肥料として施用されたリン酸が流出して、アオコなどの大発生につながることがあります。日本の畑地土壌は火山灰土壌や酸性土壌が多く、リン酸がアルミニウムや鉄と結合して作物に利用されにくくなることから、リン酸質肥料を多量に施用する必要があると指導されてきました。このため、作物に利用されるリン酸の量が適正になっているにもかかわらず、毎年多量に施用することが指導されてきたため、過剰に蓄積している地域が近年多くなってきています。そのため、可給態のリン酸が適正範囲を超える場合はリン酸質肥料を控える必要があります。また、土壌粒子と共に流亡する性質があるので、畑地からの土壌流亡に気を付ける必要があります。

水田においても、代掻きによる濁水の排出とともにリン酸が河川や湖沼に流出する恐れがあるので、濁水をできるだけ流出させないような対策が必要となります。

第２章７節　施設栽培の土壌管理

土耕の施設栽培では、一般に肥料を多く施用する集約的な栽培がおこなわれ、雨が降らないことから、塩類濃度障害が発生したり、連作障害が発生したりしやすくなります。塩類障害の場合は、多量の潅水による地下への流亡ではなく、クリーニングクロップの作付け、排土客土など地下水を汚染しない方法が望まれます。また連作障害回避には、太陽熱土壌消毒など農薬に頼らない方法を積極的に検討して下さい。　　（以下次号）

（用語解説-14）リスク関連用語の続き

前回は、「リスク」と「リスク認識」、「リスク評価」、「リスク管理」を中心に、調和作業、リスクコミュニケーション、リスク検討、リスク分析などについて解説をしました。

今回は、東日本大震災、原発事故を経て、また、生肉ユッケの病原性大腸菌 O-111 による中毒事件などから、再び「リスク評価」、「リスク管理」と、それに必要な「リスク認識」と、それに関連して「PDCA」について解説したいと思います。

今回の大震災と原発事故ほど「想定外」という言葉が、政府や東電の責任ある人達の口から出たことはありません。「想定外」ということは、責任逃れ言葉としか聞こえませんが、農業では想定外のことが良く起こるということで、HACCP のような閉鎖環境下のものと比較してリスク評価、リスク管理などが遥かに難しく、特別な「リスク認識」が求められます。それは、不安定な自然が相手であるということと、生育期間中に多様で複雑な作業が行われること、多くの作業が人の手で行われ、ヒヤリ・ハットがかなりの確率で起こるということです。

このような自然相手に様々な作業を人手で行う農業で必要なリスク認識とは、その人の知識と経験を総動員しても想定できないことが起こることに対して、どのように対応するか

という基本的な「リスク認識」であるといえます。

今回の東日本大震災では、100 年前の明治三陸津波を知る岩手県**普代**村の村長が、そのときの津波より高い１５ｍの堤防を作って被災を免れ、多くの村民の命を救ったように、過去の津波の経験を生かしていれば福島の原発事故も起こらなかったといえます。発電コストを安くするために「原発は安全である」と周辺住民と国民を信用させ、充分な地震・津波対策をしなかった東電のリスク認識の甘さが今回の大きな悲劇を招いたともいえます。

また最近、生肉を食べる朝鮮料理のユッケによって大規模な食中毒事件が発生し、多数の死傷者が出ています。この病原菌は O-111 と一部 O-157 といわれていますが、全国で O-157 の爆発的な発生がみられたのはわずか１５年前の 1996 年であり、当時はカイワレがスケープゴートになりましたが、牛糞が本当の汚染源であり、牛肉が汚染されている可能性が指摘され、「生焼けになると困る」と言って焼肉パーティーが中止になったり、肉にはよく火を通すことが奨励されました。

それが、いつの頃から生肉がこんなに多く食べられるようになったのでしょうか。多くの消費者は「肉の流通が改善された」と思っていたようです。しかし、実態は以前と何も変わっておらず、消費者は「安全と思わされていた」だけの実態が明らかになってきました。「日本一安い」と謳って安値競争をし、安全性を疎かにした肉の流通業者と焼肉レストランの甘いリスク認識があり、業者のリスク認識を高めるための行政指導や立入り検査もなく、行政にも「致死性中毒」が発生すると言うリスク管理に対するリスク認識もなかったことが指摘できます。

食品危害物質の病原性大腸菌は高い確率で牛糞の中にあり、牛糞を発酵させて堆肥を作るときの温度管理が重要であることも GAP 規範では指摘しています。堆肥についても、まだまだ充分な製造管理が普及しているとはいえません。このような家畜糞尿の管理に対するリスク認識が農産物の安全性を担保するためにも重要になっており、このような視点での「リスク評価」と「リスク管理」が必要になります。

農業現場では、このような過去に起こった経験に学べば防げるリスクと同時に、これでも中々想定できないリスクのあることを充分認識し、このようなリスク認識により農場の管理計画を立てることがＰ（計画）であり、このようなＰが PDCA の基本になります。根拠や条件が示されない不明確なチェックリストを使って生産者が自己流で評価するものは、正しい PDCA にはなりませんし、正しい評価にはなりません。

評価者が農業現場で「いつも同じようなリスク評価ができる」ようにするためには、先ず、①客観的なリスク認識をもって管理計画を立て、②その評価基準を明らかにして、それにより評価します。この「物差」として、「日本 GAP 規範」に基づく「農場評価規準」（GAP 規準）とその具体的な「ガイドブック」が必要になります。また、リスク評価作業は、③複数の評価者が行い、そのリスク評価の妥当性を判断する「調和作業」が重要です。このためには、評価者に対する講習と現場における「目揃え」が不可欠であり、その意味でも、「農場評価規準」による評価の基礎となる「日本 GAP 規範」の説明内容が重要になります。

（GAP 規範委員会）

＜ソーホー（SOHO）体験記＞

東日本大震災の体験で得たものは「明日は我が身」だった

株式会社 AGIC 山藤万里子

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東北・北関東をマグニチュード 9.0 の超巨大地震が襲った。さらに午後 3 時 15 分には、茨城をマグニチュード 7.4 の余震が襲い、震度 6 弱の揺れがつくばの地でも観測された。その時私は何をしていたのか。どのような行動をとったのか。今、振り返ってみると、その時の「驚くほど冷静な気持ち」と、それとは裏腹の「例えようのない恐怖感」であり、まるで時間が止まっていたようにも思える。

その日は、前日に親しい方の葬儀があり、気持ちが沈んでいたが、気持ちを立て直そうと「2011 年春期 GAP シンポジウム」の DM の送付作業を行っていた。その数日前には、東北地方で地震が起きており、気持ちの悪い揺れを体験していた。

封筒に案内文や冊子を入れていた時に最初の揺れを感じた。それからの記憶は曖昧であるが、とにかく事務所のドアが閉まらないようにして、きちんと靴に履き替えて事務所が入っているマンションの廊下に出た。その時はまだ誰も外には出ていなかった。「あれ？誰も出てこないの？」と思った瞬間、信じがたい揺れに襲われ、しゃがみ込んだ。大荒れの海にでた豪華客船に乗っているような気分だった。そう、タイタニックのように・・それも一人っきりで。

それからは全く身動きがと取れなかった。唸るような地鳴りがしていた中で思いついたのは、真壁町にある古い建物の実家であった。「この揺れじゃ倒壊しているのだろう」と思う諦めが、自分を動かさなかったのかもしれない。

最初の揺れが収まってから、お隣の若いお母さんが赤ちゃんを抱いて出てきた。「部屋の中はめちゃくちゃなの、テーブルの下で揺れが収まるのを待っていた。とても怖かった。」と彼女は言った。私は、その言葉を聞いて、事務所のドアを初めて開けてみた。なるほど、めちゃくちゃだったが、心配していた大きなスチール棚は倒れていなかった。バインダーなどが散乱していて、キャスター付きのコピー機は移動し、小さな食器棚の中身が割れて散乱していた。１回目の揺れの時から２回、３回と大きく揺さぶれたので、２回目に事務所に入った時には、テレビが転倒し、食器も割れ、足の踏み場もなくなっていた。

最初の揺れがおさまってから、パソコンを終了させ、ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とし、カバンに会社の貴重品を詰め、携帯電話を持ち、帽子をかぶり、コートを着て、お隣の奥さんと道路に避難した。荷物は車の中に入れ、携帯電話だけを握っていた。そう聞くと冷静なようだが、靴に履き換えてはおらず、上履きのまま避難していた。

自分の身の安全を確保してから、家族や外出中の社員の安否を確認しようとしたが、当然、携帯電話は通じない。家族の安否確認も社員の安否確認もできない。「そうだ！」と思って、こんな時のために加入していた「朝日ライフライン NEWS」にアクセスした。そこで初めて何が起きたのか、ことの重大さを知った。体に緊張が走り、急に吐き気がした。

ネットにアクセスできることが判り、関係者には「大丈夫」とだけメールで配信した。やがて友達からメールが入って無事が確認された。普及部長から電話が来ても、すぐ切れてしまう。後日談ではあるが、山藤さんと連絡がとれないから「あのスチール棚が頭に落ちて死んだのではないか」と思ったそうであるが、私は逃げ足だけは早かった。

外は寒く、車の中で暖をとろうと乗り込んだ時、茨城県沖で起こったマグニチュード 7.4 の余震が来た。車は上下に大きく揺さぶられ、身の危険を感じて慌てて外に飛び出した。それからは、外でどうしていいのか判らず、ただうろうろしていた。立て続けに余震が来るので、近所の人達も建物の中には入れず、道路にうずくまったりして途方にくれていた。

歩いて近くのスーパーのトイレに行った。すでに、その地域は停電していたし、スーパーは閉まっていたが、まだ水は出ていた。その時初めて、自販機は停電になると使えないという当り前のことに気がついた。やがて、四国に出張していて何も知らずにメールを見て驚いた社長から電話が入った。妹からも「やっとつながった」と電話が入り、家族全員が無事であり、家も倒壊していないことが判った。

車に戻ってきて、近所の酒屋さんに電気がついているのを見て、自販機で暖かい飲物を買い、赤ちゃんのお母さんに渡し、私の車の中で再び避難をつづけた。赤ちゃんのお父さんと電話がつながって、１時間ほどしてお父さんが帰ってきたので、私は、皆とここにとどまるべきか、帰るべきか、戸惑いながらも、明るいうちに帰宅しようと車を走らせた。緊急地震速報のアラームと、大きな余震の中、停電のため信号のない中、帰路についたが、凄い渋滞で引き返すことも出来なかった。後悔しながらも「落ち着け、落ち着け」と自分に言い聞かせながらハンドルを握りしめた。

自宅に無事着いて「下駄箱が倒れているかもしれない」と覚悟しながら、恐る恐る自宅のドアを開けた。愛猫が一匹、いつものように出迎えてくれた。玄関は何事もなかったように迎えてくれた。しかし、もう一匹の猫は、声はすれども姿は見えず。どこを探しても見つからず、ただただ啼き続けている。そして、驚いたのは、停電になっていないことだった。やがて猫も姿を現し、自宅には殆ど問題の無いことが判ってから、ご近所の一人暮らしの方の無事を確認して再び自宅へ戻った。

防災無線で「午後８時半から断水します」とアナウンスがあった。これで水の確保も問題なかった。次の日、既に震災当日から都市ガスは普及していたことが判り、切れたライフラインは水だけだった。実家の方は停電のため「闇の中の寒さと余震で心細い」とメールがあった。妹は、携帯の充電も出来ず、年老いた両親を抱えて心細かったに違いない。

次の日、余震で一睡もしていなかったが、車で１時間以上もかかる実家へ、道路の状態も分からないまま、決死の覚悟で両親を迎えに行き、私の家に避難させた。その日の午前中は、まだガソリンスタンドはそれほどの長蛇の列では無かったが、いち早く家族を避難させたくて、ガソリンを入れずに走ってしまった。まさか、この後、ガソリン不足で動きが取れなくなるとは思いもよらなかった。

家族は、震災の夜、寒くて暗くて余震は頻繁に起こるし、さぞ心細かっただろうと思う。私は、幸運にもそういう思いはせずにすんだ。家は耐震構造であり、食器棚が倒れることもなく、欠けたものは湯のみ一つとガラスの花瓶だけだった。家具は動いた様子はあったが、本当に最小限の被害ですんだ。思いがけないところに物が飛んでいたりしていたが、その程度で済んだことも、生きていることさえも不思議に思えた。

それからは、真壁の停電が解消するまで家族と一緒に過ごすことができた。しかし、まだまだ余震が続くので、両親だけでもしばらく家に留まってほしかった。その願いは叶わず、実家から一緒に避難してきた愛猫と私の愛猫との喧嘩を心配し、たった 3 日だけで、早々に真壁に帰ってしまった。やはり生活の拠点が違うと、長期の避難生活は無理があったようだ。電気がくれば井戸水がでる。ガスもプロパンなのでライフラインの心配はない。私は、一人置いてきぼりをくったようで心細くなったが、同時に覚悟もできた。

そうなれば、私は仕事に向き合わなければならない。３月といえば年度末であるが、社長も、部長も、顧問も出張で忙しい。事務所には誰もいない。また、震災の日の出来事がフラッシュバックし、落ち着いて仕事ができない。それに、通勤するにもガソリンもない。ガソリンスタンドに並ぶのも無駄な時間である。SOHO で仕事をした方が、身の安全確保からも、燃料の節約からも合理的と考え、自宅のネッワーク環境を整えた。「震災の影響のためしばらくの間、事務局機能は SOHO とします」とホームページに掲載した。

自宅での仕事は、特に支障もなくスムーズであった。この大震災の中でも、SOHO によって「日本 GAP 規範」の編集作業は滞りなく進んでいった。編集委員会のメンバーさんがどこにいても、編集がスムーズに進む SOHO の便利さを実感することが出来た。

地震に怯える猫達の精神面を支える意味でも SOHO は大変良かった。ペットも大事な家族なのだ。ご近所の方からは差入れを頂いたり、助けられたり、ご近所との絆も深まった。

この経験から、SOHO でも充分事務局機能を維持できることが判った。それだけでも安心材料が増えた。これも電気が来ていることが前提であることには変わりがない。ライフラインという言葉が身にしみた SOHO デビューとなった。

世界のどこかで大きな災害が起こると、いつも「明日は我が身だ」と思っていたが、本当に「わが身」になってしまった。「想定外はいつでも起こるものだ」、「災害は誰の身にも起こりうることなのだ」と実感した。今でも「これで済むはずは無い」と思っている。だから、車の中と普段持つバッグの中には、色々な防災グッズが入っている。「自分の身は自分で守るしかない」ということである。

『原発事故だけではない・・・リスク管理と隠蔽体質』

株式会社 AGIC　田上隆多

㈱AGIC が行う「GAP 指導者養成講座」は、都道府県の普及指導員や農協の営農指導員など営農指導の現場担当者の受講が多いものですが、ある研修のグループワークの中で、今回の原発事故において批判されている「隠蔽体質」が垣間見られるやり取りがありましたので紹介してみます。

研修では、実際に農場現場に行き、農場の管理状態の評価（リスク評価）をします。その後、リスク評価の結果、「管理不充分」と指摘された内容に対して、具体的な「改善計画」を検討するグループワークがあります。その中で、「圃場の土壌に、作物や農産物に悪影響を及ぼす可能性のある危害要因がないことが確認されている。または、危害を及ぼさない

状態に管理している。」という項目に関連して、土壌中の重金属検査についての話題に及びました。そして、次のようなやり取りがありました。

A 氏「危害要因にカドミウムなどの重金属がある。土壌検査をしなければならない。」
B 氏「カドミウムの含有については、どのようなサンプリングで検査をすればよいのか。全ての圃場はできない。地域ごとで検査するのはどうか。」
A 氏「地域ごとに検査して、高い数値が出たら、その地域は大変なことになる。実は、今までも検査自体は行われたことがあるが、公表はされていない。」
B 氏「高い数値が出ても、刈取り直前まで水を切らさないなどの栽培技術で、土壌中のカドミウムを吸収しないように管理する技術がある。」
A 氏「栽培技術で管理できる範囲の数値であっても、高い数値が出たというだけで、該当地域では大騒ぎになったり、風評被害になったりする恐れがある。だから公表しないほうが良い」
B 氏「検査して公表しなかったことが分かったら、それもあとで大変なことになる。」
A 氏「だから、いっそ検査しないほうが良い。」

「今回の原発事故の問題と同じような臭いがする！」と感じました。
リスク管理の原則からすれば、「危害要因が存在する可能性、危害が発生した際の問題点を認識しているのだから、事前に確認して問題があれば対処しよう。」と考えるべきです。しかし、そうではなく、「問題が発生したら対応が大変だから、問題を明らかにしないようにしよう。」という考えになってしまっています。
なぜこのような考えに至ったのでしょうか。個人の考え方の問題なのでしょうか。このような「隠蔽行為」や日頃培った「リスク認識」を無視してしまうような行動は、湯沸かし器による一酸化炭素中毒死事件、牛乳の中のメラミン混入事件、自動車の不具合の放置事件など、過去の様々な事故や事件でも見受けられました。これらの問題は、企業や団体などの組織が、しばしば陥りやすい問題だとも報じられてきました。
GAP 研修会におけるこのような会話についても、農協や普及センターといった「地域に根差した組織」の一員として、このような考えに至ったとも考えることができます。
今回のことは、農場管理においても、改めて「リスク管理」と「組織体質」を考えさせられるきっかけとなりました。今後、GAP の実践における課題として、他の業界と同様に、組織管理のあり方などについても研究していきたいと思います。

《日本生産者 GAP 協会利用会員からの質問》

【質問】放射能で汚染された飲食物の摂取はどうなるのでしょうか。

原子力災害対策特別措置法にもとづいて設置された災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を行うことになります。
データは環境放射線監視センター
平成 11 年 9 月の JCO 臨界事故を受けて、従来からの原子力防災体制を強化するため、

新しく「原子力災害対策特別措置法」が制定され、次のような新しい原子力防災体制が整備されました。

１．万一事故が起こった場合、国と地方公共団体が一体となって迅速な初期対応ができる体制をつくること

２．原子力災害の特殊性に応じて国の緊急時対応体制を強化すること

３．原子力防災において、原子力事業者の役割を明確化すること

「原子力災害対策特別措置法」（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

http://www.bousai.go.jp/jishin/law/002-1.html

【文部科学省原子力安全課　原子力防災ネット】

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/qa/11.html

放射性物質を含む飲食物の摂取に伴う地域住民の内部被爆を防止するために、特定の飲料水や農畜産物の飲食や集出荷を制限したりする措置を「飲食物摂取制限」といいます。

周辺住民が緊急時に放射線により被爆する可能性がある主な経路は、原子力施設から放出される放射性物質のガンマー線や中性子線、希ガスなどによる外部全身被爆、放射性物質を呼吸により体の内部に取り込むことによる内部被爆と、放射性物質により汚染された飲食物を摂取することによる内部被爆の３経路があり、この３番目の経路による被爆を防止するために「飲食物摂取制限」の措置がとられます。実際には、緊急時環境放射線モニタリングによる詳細な調査結果に基づき、原子力安全委員会により示された指標値（表参照）を超える飲食物が見つかった場合に、災害対策本部は摂取制限の実施を検討します。

表　　飲食物に関する暫定規制値

対　象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水	300Bq/kg	200Bq/kg
牛乳・乳製品	300Bq/kg	200Bq/kg
野菜類	2000Bq/kg	500Bq/kg
穀類		500Bq/kg
肉・卵・魚・その他		500Bq/kg

もちろん、この制限措置が出されたからといって屋内に保存してある食品まで食べられなくなる訳ではありません。また、必要があれば一般の災害と同様に災害対策本部において代替食品の調達・供給という措置がとられます。従って、災害対策本部からの広報内容に注意し、指示に従うことが重要です。

【飲食物摂取制限】

放射性物質で汚染された飲料水や食物の摂取を制限することを言います。原子力安全委員会は、原子力災害時に内部被爆を防ぐことが必要な放射性核種として、ヨウ素、セシウム、ウラン、プルトニウムを選定し、これらの核種による周辺住民等の内部被爆を低減するという観点から、「飲食物摂取制限」に関する指標を提案しています。この指標は、災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやすを示すものです。

㈱AGIC 代表　田上隆一

『読者の皆様へ』

●『日本 GAP 規範』1-0 版（幸書房）

－環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範－

多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範』が完成しました。農業生産の必携の書「良い農業の道しるべ」としてご活用下さい。

昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が約半分になり、適正農業を行っていく上で必要な実践に絞り込んだ内容になっています。GAP の教育や GAP の推進に是非お役立て下さい。

●イングランド版「適正農業規範」－私達の水・土壌・大気の保護－

－農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範－　山田正美 訳

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」を理解し、日本農業のあり方の指針になるものです。是非お読み下さい。

●『日本適正農業規範（未定稿）』　日本生産者 GAP 協会　GAP 規範委員会編

－環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範－

『日本適正農業規範（暫定版）』のもとになった GAP 規範で、残部も少なくなっていますので、この機会に「未定稿」も是非ご購入下さい。

GAP シンポジウムの資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1 冊 1,500 円）でお分けしております。

（出版委員会）

【編集後記】

原発事故が大きな不安を招いている。政府や県のトップの発言がそれに拍車をかけているように感じる。不用意な発言によって農産物の風評被害が拡大されている原状には、怒りを通り越して、大いに落胆せざるを得ない。

山本七平氏の著作に「空気の研究」（1977 年）という名著がある。その中に、昭和５０年に文芸春秋に書かれた「戦艦大和」を題材にした話が載っている。戦時中、戦艦大和が出撃し、沖縄に行く前に撃沈されることになるあの片道燃料の決定は、「海軍の戦艦を沖縄の敵上陸地点に乗り上げて陸軍となって敵を迎え撃つ」という作戦であり、誰もが馬鹿な作戦と思いながらも、それが御前会議で認められて戦艦大和が出撃していき、米軍の総攻撃を受け撃沈されることになったというのである。あの決定は、誰もが「そんな馬鹿な」と思いながらも、「御前会議には反対できない空気があり、空気がそれを決定した」、「誰も反対できない空気があった」というのである。

日本のあらゆる場所で大きな影響を与えているこの「空気」とは、いったいどんなものなのか。その「空気」は、どのようにして作られるのか。どうすれば、この「空気」が出来ないようにできるのか。山本七平氏の「空気の研究」には、この「空気」というものが、具体的な科学的データを示さず、危機的状況や危険性だけを述べた場合に、容易に醸成され、これが次々と伝わる内に、誰もが抗し得ないような大きな力をもつ「空気」になる事例が繰り返し述べられている。

例え「あそこではああいわざるを得ない空気があった」とは言え、それを一旦発言する

と、それを聞く人はそれで物事を判断し、その「空気」が一人歩きし、あたかも集団の意思であるかのように行動してしまうのが「空気」であり、それによって起こる「風評被害」である。この「風評被害」は、科学的なデータを示さず危険性だけを伝えると、容易に形成されるというのである。

今回の野菜類に対する風評被害の発生は、これにぴたりと符合する事例と思っている。３月１９日に政府が突然「福島県と茨城県のホウレン草とカキナから暫定規制値を越える放射性物質が検出された」と発表し、出荷の自粛を要請した。続いて茨城県知事が、茨城県の農産物の出荷自粛を公言した。農協は、「県の出荷自粛の指示には従わなければならない」といって生産者からの荷受を停止した。これがニュースで報道されると、消費者は当然、福島県と茨城県の全ての野菜類を買控えることになる。そして、このニュースは国際放送によって世界中に報道され、多くの国で「日本の食品は放射能汚染されているから危険なので輸入しないようにする」という対応になったのも当然である。

短いニュースでは、福島県、茨城県の「どの地域のホウレン草に、どの程度の放射性物質が検出されたのか」、「その暫定規制値がどのように決められたもので、どの程度危険なのか」などの客観的なデータは示されない。「この地域は問題ありません。ハウス栽培は問題ありません。このような処理をすれば問題ありません。」などに関する正確なデータを判り易く示し、発表側は「風評被害」につながる「空気」を極力作らせないようにし、被害を最小限にする配慮が必要である。

《放射能奮闘記》にあるように、「みずほの村市場」では、政府の販売自粛要請の発表直後からお客さんが激減したため、茨城大学教授の協力により、独自の放射線測定を開始し、測定データを毎日公表し、政府の暫定規制値以下の野菜は販売を続けた。放射線測定の見学会も実施した。この結果、以前と同じ程度までお客さんは戻ってきたと言う。要は、信頼できる科学的なデータを判り易く消費者に提供することであり、このような対応によって風評被害はある程度克服できると考えられる。

今回は、政府・行政自らがいたずらに危機感を煽る結果になったものであり、一旦出来てしまった「空気」は一人歩きし、日本のみならず、世界中で猛威を振うようになる。このような被害に対して、当の政府・行政は、加害者である自覚がないように感じる。

このような「風評被害」はどんどん自己増殖し、政府要人がマスコミで野菜や魚を食べて見せても逆効果になるだけであることが指摘されている。「風評被害」を鎮める基本は、「隠し立てをせず、できるだけ早い時期に、正確な情報を判り易く繰り返し説明すること」でしかない。これは、危機管理の「いろは」であると言われており、最も重要な「信頼性を高める方法」として再認識させられた。　　（食讃人）

【目指す GAP の理念】適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。
GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本適正農業規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築し、日本における GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。

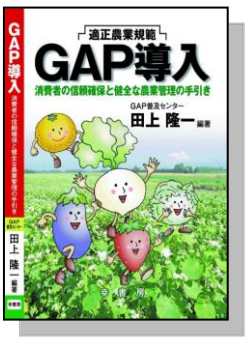

2009年冬刊

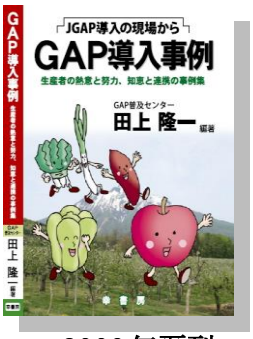

2009年夏刊

《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は」

2009年冬刊

「GAP 導入とそのあり方」

2009年夏刊

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

2010 年 4 月刊

「日本適正農業規範の概要と検討

2010 年 10 月刊

『イングランド版適性農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）

2010 年 4 月刊

『日本適性農業規範』（未定稿）
定価（本体 1,500 円税込）

2010年10月刊

『日本 GAP 規範』
定価（本体 2,500 円）

2011 年 5 月刊

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。
1月 3月 5月 7月 9月 11 月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の
正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）
個人会費：10,000 円　　団体会費：20,000 円
利用会員　個人会費：10,000 円　　団体会費：20,000 円
賛助会員　賛助会費：１口 30,000 円（１口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、㈱AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。㈱AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催する実行委員会を担うとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203　㈱AGIC 内
☎：029-861-4900　　Fax：029-856-0024
E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http//www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

㈱AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

㈱AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

㈱AGIC　GAP 普及部　☎：029-856-0236　Fax：029-856-0024
E-mail：office@agic.ne.jp　URL：http://www.agic.ne.jp/